

(様式1)  
報道資料提供

提供日	令和 2 年 4 月 30 日 ( 木 )
発表事項 (タイトル)	指定袋によらない家庭ごみ(可燃ごみ)の収集について
要旨・経緯	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため「不要不急」の外出自粛等に伴う在宅時間の増加から家庭ごみ(可燃ごみ)が増大すると見込まれることに対する支援として、指定袋によらない家庭ごみ(可燃ごみ)の収集を、令和2年5月4日～5月29日まで行います。この期間は、45リットルまでの透明・半透明袋でのごみ出しを可能とします。(ふとん、剪定枝、材木、片付けごみ等は除く)
広報ポイント	○外出自粛に伴い、家庭ごみが増大している。 ○指定ごみ袋を配布する方法も検討したが、市民の皆さんが引換えのために外出することになるため、外出自粛の観点からご自宅にある袋(透明・半透明袋)での対応を可能とした。 ○指定ごみ袋の有料化は、平成20年4月より実施。 ○家庭ごみ収集事業は、市直営として実施しており、ふれあい収集(ごみ出しが困難な高齢者世帯等への声掛け収集)やAEDを収集車に搭載するなど、きめ細やかな市民対応を行っている。 ○ごみ収集は感染リスクを伴う業務であるが、市民からお礼の手紙があり勇気づけられた。(ごみにお礼の手紙が貼られていた)
添付資料	○市民からのお礼の手紙
担当課	阪南市役所 市民部 資源対策課 担当者 伊藤・蔭浦 TEL 072-483-5876 FAX 072-483-8856